

個人情報保護委員会（第123回）議事概要

- 1 日時：令和元年10月25日（金）14：30～15：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：熊澤委員長代理、丹野委員、小川委員、中村委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員、藤原委員
其田事務局長、福浦事務局次長、青山総務課長、佐脇参事官、山崎参事官、三原参事官、松本参事官、片岡参事官、
- 4 議事の概要
 - (1) 議題1：いわゆる3年ごと見直し（地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会の開催）について
事務局から、資料1に基づき説明を行った。
藤原委員から「地方公共団体の個人情報保護制度について懇談会が開催されるということで、公的部門・民間部門の一元化については27年改正法の附則で取り上げられているが、ここでは地方に絞って述べたい。
地方自治体には、普通地方公共団体と特別地方公共団体を合わせて、条例が多くあること自体に問題があるという意見がある。
まず、第一点は、どういう問題があるのか把握することが重要である。具体的なことを申し上げると、医学研究や疫学研究との関係では、全国の統一したデータが欲しい、しかし一部の自治体からデータが出てこないのは困るといった議論は、従前からあった。また、近時は、ビッグデータとの関係で、自治体の保有する個人情報がなかなか手に入らないという意見も聞かれるところである。また、そもそも自治体ごとにデータ処理のフォーマットが異なっていて大変困っているという問題もある。
第二点は、情報公開と個人情報保護の問題では、地方公共団体が先行して制度導入してきた事実が我が国にはあり、大変自負を持っておられる団体がある。また、これは自治事務でもある。確かに官民データ活用推進基本法もあり、他方で、地方自治という側面もあるので、両者バランスよく聴いていただきたい。
第三点は、議論の前提であるが、地方公共団体の中でも、都道府県、政令市、一部の中核市と市町村では自治体の規模が随分異なり、実態も区々であろう。
要するに、地方公共団体の実務の実態・現状、どんな問題点があるのか、立法の基礎になるような事実を精力的に議論していただきたい」旨の発言があった。
中村委員から「検討会において地方自治へ配慮することが大切であると

いう観点から意見を述べたい。

地方公共団体の個人情報保護制度の中長期的な在り方に関しては、様々な議論があるにもかかわらず、今まで十分に議論がなされてこなかった状況にある。したがって、このように関係者による意見交換の場を設け議論を始めることは、大変有意義なことだと思う。

ヒアリングやパブリックコメントでは、情報の円滑な流通や活用促進の観点から、官民統一的な個人情報の取扱いを求める声が多く寄せられ、また、小規模自治体にとっての国の法改正に連動する条例改正等の負担軽減を課題とする意見もあった。一方で、藤原委員の意見にもあったように、地方自治体の中には個人情報保護を国に先行して実践してきた団体もあり、それらの自治体では地方自治の積み重ねにより個人情報保護条例を制定し運用してきた経緯がある。

懇談会における検討においては、このような地方の自主性を尊重し、地方公共団体の意見をよく聞き、丁寧に実情を把握することが重要であると考え」旨の発言があった。

加藤委員から「この件に関連しては、地方公共団体に関する懇談会ではあるが、国・独立行政法人等の個人情報保護制度の在り方も検討課題になっている。これは、平成27年改正法附則の第12条第6項にも定められているので、この点についても、関係省庁とよく話をしていくことが必要ではないかと考えている」旨の発言があった。

いわゆる3年ごと見直し（地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会の開催）について、原案のとおり決定された。

（2）議題2：令和元年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

宮井委員から「上半期、当委員会は様々な広報・啓発活動を行ってきた。6月にG20のサイドイベントとして開催された個人データ国際セミナーでは、事業者も含めた一般の方々にもご参加いただき、広く理解を深めていただくことができたと思う。また、消費税増税によるキャッシュレス決済導入の増加に伴う事業者への注意喚起も、迅速に委員会のウェブサイトに掲載する等の周知を行った。委員会のウェブサイトには各種ガイドラインやQ&Aを追加する等、広報・啓発のためのコンテンツの充実にも取り組んでいる。今後については、いわゆる3年ごと見直しが控えている中で、事業者においては、より一層制度への理解を深めてもらうことがコンプライアンスの基本といえる。また、事業者にとって、事業環境の変化がますます早く、

複雑になっているので、引き続き、事業者に分かりやすい、事業者の目線に立った広報・啓発活動を行うことが重要である」旨の発言があった。

丹野委員から「当委員会の発足から3年以上経過したが、今回の上半期報告は格別の内容と言える。特に監視・監督の分野において、当委員会として初の勧告を行ったことや、個別の指導を公表したことなどにより、大手企業の経営層が改めて個人情報保護の重要性を認識するきっかけとなった。また、いわゆる名簿屋対策についても、商品内容の明記を求めるなど少しでも個人の方が使いやすい方向に進めてきた。また、認定個人情報保護団体についても、要件を満たさない団体については認定の取消しを行うなど、当委員会として一歩踏み出した対応を行ってきた。また、個人情報保護法相談ダイヤルや全国各地で開催しているタウンミーティングは、消費者や中小企業者等の現場の声を直接集約できる当委員会の大変重要な機能である。改めて、今後も事案の社会的影響や、当委員会への社会的な要請も考慮しつつ、しっかり取り組む必要がある」旨の発言があった。

熊澤委員長代理から「上半期は、日米欧三極実務当局者会合が重ねて開催された。日EU間での相互の個人データ移転の枠組みの構築には平成28年より取り組んできたが、現在ではかかる枠組みも発効した上で、更に、日米欧の三極において、日本からの提案が具体的に検討されるまでに着実に進展したと思われる。引き続き、経済・社会のグローバル化に確実かつ迅速に対応していきたいと考えている。いずれにしても、個人情報保護法の3年ごとに見直しに向けた検討が進められる中で、令和元年上半期の活動実績がこのような形でまとめられたことの意義は大きいものと考えている。これを踏まえ、今後もしっかりと活動を進めてまいりたい」旨の発言があった。

原案のとおり決定され、適切に公表されることとなった。

(3) 議題3：デジタル手続法の施行に伴う個人情報保護委員会規則の改正案に関する意見募集について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

規則の改正案について、原案の内容及びパブリックコメントに付すことについて了承された。

(4) 議題4：監視監督について

事務局から、資料に基づき説明を行った。原案のとおり決定された。

※内容については非公表。

以上